

産業建設常任委員会審査日程

日 時 令和4年2月28日（月）
午前9時から
場 所 第2委員会室

審査内容

- 1 議案第6号 令和3年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第4回）について（公営）
- 2 議案第8号 令和3年度山陽小野田市水道事業会計補正予算（第1回）について（水道）
- 3 議案第9号 令和3年度山陽小野田市工業用水道事業会計補正予算（第1回）について（水道）
- 4 議案第2号 令和3年度山陽小野田市駐車場事業特別会計補正予算（第2回）について（都市）
- 5 議案第10号 令和3年度山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第3回）について（下水）
- 6 請願第1号 鉱害被害者救済に関する意見書の提出を求める請願書について
- 7 シルバー人材センターに対する支援（インボイス制度の取扱い）について
意見書の提出を求める陳情書について

※審査番号2、3は午前10時から固定とします。

※審査番号6、7は午後1時から固定とします。

令和4年第1回 3月定例会
産業建設常任委員会提出資料

令和4年2月28日提出

令和3年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算（第4回）

令和3年度山陽小野田市小型自動車競走事業特別会計補正予算(第4回)

左端の※の項目が、今回の補正により変更となったもの。

1 開催に係る収支

【単位 千円】

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
※	① 本場開催発売金	9,772,200		返還金110,000千円を含む。
	入場料収入	0		特別入場料
	場外事務協力費	366,686		
	その他収入	37,987		時効収入、雑入、土地貸付収入
②	義務的経費			義務的経費の合計：6,976,121千円
	払戻金		6,763,540	
	JKA交付金		212,571	
	公営競技納付金		10	
③	開催経費			開催経費の合計：2,559,644千円
	賞典費		594,332	
	場外発売委託料		459,456	
	返還金		110,000	
	その他開催経費 (収益保証)		1,335,856	その他開催経費
④	その他支出		60,000	
⑤	包括的民間委託料		620,000	※株式会社JPF
⑥	合 計	10,176,873	10,155,765	
	(A) 歳入 - 歳出		21,108	

2 開催以外に係る収支

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
⑦	基金繰入			
	財調基金繰入金	3,751		
	施設改善基金繰入金	0		
	財政調整基金利子	17		
	施設改善基金利子	80		
	(収益保証)	60,000		
⑧	リース料		76,713	
	測量調査委託料		3,751	
	地域公益企業		17,000	
	財政調整基金積立金		18	
	施設改善基金積立金		81	
	固有経費		34,355	職員人件費他
⑨	合 計	63,848	131,918	
	(B) 歳入 - 歳出		▲ 68,070	

3 重勝式に係る収支

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
※	⑩ 重勝式発売金	4,665,015		返還金81,552千円を含む。
※	⑪ 義務的経費			義務的経費の合計：3,347,772千円
※	重勝式払戻金		3,208,425	
※	重勝式返還金		81,552	
※	JKA交付金		57,795	
※	⑫ 開催経費			開催経費の合計：540,947千円
※	開催場負担金		30,575	
※	特別拠出金		426,263	
※	その他開催経費		84,109	
※	⑬ 発売業務委託料		560,100	
※	⑭ 施設改善基金積立金		180,000	
※	⑮ 財政調整基金積立金		25,000	
⑯	合 計	4,665,015	4,653,819	
	(C) 歳入 - 歳出		11,196	

4 ミッドナイトレースに係る収支

	項 目	歳 入	歳 出	備 考
※	⑰ 勝車投票券発売金	7,361,670		返還金43,000千円を含む。
	映像提供収入	1,275		
※	⑱ 義務的経費			義務的経費の合計：5,284,082千円
※	払戻金		5,123,069	
※	JKA交付金		161,013	
※	⑲ 開催経費			開催経費の合計：1,862,102千円
	賞典費		244,186	
	返還金		43,000	
※	その他開催経費		1,574,916	その他開催経費
※	⑳ 施設改善基金積立金		160,000	
㉑	財政調整基金積立金		995	
㉒	合 計	7,362,945	7,307,179	
	(D) 歳入 - 歳出		55,766	

合 計 (A) + (B) + (C) + (D)		20,000	【予備費】
小型会計歳入歳出合計	22,208,681	22,208,681	

債務解消額(リース料)	76,713
単年度収支額	20,000
2つの債務解消額(E)	96,713
基金増減合計額(F)	362,343
実質収支改善額(E+F)	459,056

議案第8号 令和3年度補正予算（第1回）について（上水）

1 収益的収支

（単位：千円）

	既決予算(A)		決算見込(B)		補正額 (B)-(A)	
	税抜き	税込み	税抜き	税込み	税抜き	税込み
収入	1,358,198	1,487,140	1,383,095	1,514,444	24,897	27,304
支出	1,295,407	1,375,405	1,273,216	1,361,264	-22,191	-14,141
純利益	62,791		109,879		47,088	

収入内訳

給水収益	1,253,654	1,379,019	1,282,935	1,411,229	29,281	32,210
受託工事収益	3,448	3,793			-3,448	-3,793
他会計負担金	5,191	5,191	5,059	5,059	-132	-132
他会計補助金	2,687	2,687	1,672	1,672	-1,015	-1,015
長期前受金戻入	57,555	57,555	57,960	57,960	405	405
特別利益	2,842	2,842	3,016	3,016	174	174
その他	32,821	36,053	32,453	35,508	-368	-545

支出内訳

人件費	450,533	451,022	434,019	434,486	-16,514	-16,536
委託料	61,786	67,965	58,526	64,381	-3,260	-3,584
修繕費	69,826	75,904	71,988	78,451	2,162	2,547
動力費	57,403	63,143	55,229	60,752	-2,174	-2,391
薬品費	19,710	21,681	24,787	27,266	5,077	5,585
受水費	47,831	52,614	47,046	51,751	-785	-863
負担金	19,546	21,393	16,770	18,340	-2,776	-3,053
受託工事費	3,300	3,630			-3,300	-3,630
減価償却費	452,321	452,321	452,286	452,286	-35	-35
資産減耗費	10,000	10,000	4,745	4,745	-5,255	-5,255
支払利息	53,655	53,655	53,712	53,712	57	57
営業外雑支出	100	100	963	965	863	865
消費税		49,259		57,743		8,484
その他	49,396	52,718	53,145	56,386	3,749	3,668

2 資本的収支

（単位：千円）

	既決予算(A)		決算見込(B)		補正額 (B)-(A)	
	税抜き	税込み	税抜き	税込み	税抜き	税込み
収入	398,421	398,421	375,145	375,145	-23,276	-23,276
支出	917,678	969,069	901,248	951,252	-16,430	-17,817
支出（前年度繰越）			1,321	1,395		
資金不足額		-570,648		-577,502		-6,854

補てん財源 = 4条消費税 + 損益勘定留保資金 + 建設改良積立金取崩
 577,502 = 50,078 + 400,729 + 126,695

収入内訳

企業債	361,300	361,300	350,300	350,300	-11,000	-11,000
工事負担金	24,402	24,402	12,554	12,554	-11,848	-11,848
他会計補助金	3,014	3,014	3,014	3,014		
出資金	9,705	9,705	9,177	9,177	-528	-528
その他			100	100	100	100

支出内訳

建設改良費	524,497	575,888	510,115	560,119	-14,382	-15,769
償還金	373,181	373,181	371,133	371,133	-2,048	-2,048
予備費	20,000	20,000	20,000	20,000		

◎企業債残高 (R2' 末) 4,818,619 → (R3' 末) 4,797,786 残高増減 ▲ 20,833

議案第9号 令和3年度補正予算（第1回）について（工水）

1 収益的収支

（単位：千円）

	既決予算(A)		決算見込(B)		補正額 (B)-(A)	
	税抜き	税込み	税抜き	税込み	税抜き	税込み
収入	262,237	288,048	259,554	285,083	-2,683	-2,965
支出	208,603	234,564	192,795	218,984	-15,808	-15,580
純利益	53,634		66,759		13,125	

収入内訳

給水収益	255,087	280,596	255,087	280,596		
他会計負担金	336	336	516	516	180	180
長期前受金戻入	3,462	3,462	3,462	3,462		
その他	3,352	3,654	489	509	-2,863	-3,145

支出内訳

人件費	50,905	50,964	49,788	49,853	-1,117	-1,111
委託料	4,771	5,250	5,512	6,064	741	814
修繕費	9,600	10,560	8,983	9,881	-617	-679
動力費	45,185	49,704	35,203	38,723	-9,982	-10,981
受水費	53,565	58,922	52,714	57,985	-851	-937
負担金	6,250	6,857	3,450	3,776	-2,800	-3,081
減価償却費	27,450	27,450	26,793	26,793	-657	-657
資産減耗費	300	300	165	165	-135	-135
支払利息	2,169	2,169	2,169	2,169		
消費税		13,603		15,219		1,616
その他	8,408	8,785	8,018	8,356	-390	-429

2 資本的収支

（単位：千円）

	既決予算(A)		決算見込(B)		補正額 (B)-(A)	
	税抜き	税込み	税抜き	税込み	税抜き	税込み
収入	66,000	66,000	66,000	66,000		
支出	29,469	29,819	29,487	29,839	18	20
支出（前年度繰越）			2,503	2,503		
資金不足額		-29,819		-32,342		-2,523

補てん財源 = 4条消費税 + 損益勘定留保資金 + 減債積立金取崩
 32,342 = 352 + 8,021 + 23,969

収入内訳

長期貸付金償還金	66,000	66,000	66,000	66,000		
----------	--------	--------	--------	--------	--	--

支出内訳

建設改良費	5,500	5,850	5,518	5,870	18	20
償還金	23,969	23,969	23,969	23,969		

◎企業債残高 (R2'末) 116,583 → (R3'末) 92,614 残高増減 ▲ 23,969

令和4年2月1日現在

厚狭駅南口駐車場の利用状況について

都市計画課

○利用台数および稼働率について

		令和元年度 (4/1～1/31)	令和2年度 (4/1～1/31)	令和3年度 (4/1～1/31)
利用台数	合計	46,374 台	21,608 台	30,074 台
	日平均	152台/日	71台/日	98台/日
稼働率		80 %	37 %	52 %

○駐車料金について

		令和元年度 (4/1～1/31)	令和2年度 (4/1～1/31)	令和3年度 (4/1～1/31)
駐車料金		17,470,460 円	5,019,680 円	6,865,180 円
		57,093 円/日	16,404 円/日	22,435 円/日
定期券	料金	1,825,000 円	2,000,000 円	2,328,000 円
	利用者	456 人 (45.6 人/月)	500 人 (50.0 人/月)	582 人 (58.2人/月)
プリカ	千円 枚数	7,000 円 7 枚	0 円 0 枚	5,000 円 5 枚
	3千円 枚数	36,000 円 12 枚	12,000 円 4 枚	21,000 円 7 枚
	5千円 枚数	345,000 円 69 枚	110,000 円 22 枚	195,000 円 39 枚
料金合計 (前年度比)		19,683,460 円 (110.4%)	7,141,680 円 (36.3%)	9,414,180 円 (131.8%)

令和3年度 山陽小野田市下水道事業会計補正予算（第3回）について

◆収益的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

予算科目	予算現額	3月補正額	補正後予算額	補正内容
1 下水道事業収益	1,910,576	▲ 869	1,909,707	
2 営業外収益	1,120,188	▲ 869	1,119,319	支出の財源となる一般会計負担金の調整

(支出)

(単位：千円)

予算科目	予算現額	3月補正額	補正後予算額	補正内容
1 下水道事業費用	1,879,342	▲ 869	1,878,473	
1 営業費用	1,667,983	▲ 869	1,667,114	事務職員等の人件費の調整、システム改修負担金の減

◆資本的収入及び支出

(収入)

(単位：千円)

予算科目	予算現額	3月補正額	補正後予算額	補正内容
1 資本的収入	1,358,695	56,711	1,415,406	
1 企業債	649,600	28,300	677,900	公共下水道事業債の増
2 出資金	411,265	▲ 2,679	408,586	支出の財源となる一般会計出資金の調整
3 補助金	281,830	31,090	312,920	社会資本整備総合交付金の増

(支出)

(単位：千円)

予算科目	予算現額	3月補正額	補正後予算額	増減率
1 資本的支出	2,134,186	56,711	2,190,897	
1 建設改良費	706,561	56,711	763,272	処理場建設事業の増、技術職員の人件費の調整

一般会計繰入金	1,194,700	▲ 3,548	1,191,152	
----------------	------------------	----------------	------------------	--

◇3月補正（第3回）の内容

- ・人事院勧告に伴う人件費の調整 △894千円
- ・国の第1号補正予算に係る社会資本整備総合交付金の追加交付によるもの 80,000千円
- <予定工事> 山陽水処理センター反応タンク設備改築工事
- ・社会資本整備総合交付金の内示額の減による事業費の減額 △22,970千円
- ・上下水道料金システムサーバ更新見送りによるシステム負担金の減額 △294千円

鉦害被害者救済に関する意見書の提出を求める請願書

紹介議員

福田勝政

紹介議員

宮本政志

鉱害被害者救済に関する意見書の提出を求める請願書

令和 4 年 2 月 11 日

山陽小野田市議会議長 高松秀樹 様

請願者

住所 山陽小野田市大字有帆1463番地
氏名 佐藤幸彦

【要旨】

山陽小野田市は、江戸初期から昭和中期頃まで、数多くの炭鉱を有し、炭鉱の街として栄えてきました。市内の地下にはいまだに多くの坑道が存在し、浅所陥没などの鉱害の被害が市内各所で発生しています。

浅所陥没等の鉱害復旧について、有資力鉱区においては賠償義務者が対応し、無資力鉱区においては、山口県では山口県採石協会が対応しています。しかし、その被害発生の状況によっては、鉱害とは認められず、被害の補償もなく、市民が犠牲を強いられている状況も発生しています。

ついでには、鉱害に対して、市民に犠牲を強いることなく、被害を救済する措置を求めるように、地方自治法第99条の規定により、関係行政庁へ意見書を提出することを請願します。

【理由】

私は、山陽小野田市の有帆校区に2004年（平成16年）に自宅を新築しました。新築後、約10年が経過した2014年（平成26年）に自宅近くに県道が新設されることになり、道路工事が始まりました。この工事では、地下に炭鉱の坑道跡が多数見つかったため、相当量のグラウト注入が行われました。

道路工事開始から約5年後の2019年（平成31年）頃、急激に自宅の傾斜が進み、建物不具合も多数発生し始めました。

同年3月、山口県採石協会小野田分室に特定鉱害の調査を申請しました。



同年5月16日から23日にかけて、敷地内の2か所をボーリング調査したところ、自宅建物下の浅いところに2層の古洞の存在が確認されましたが、山口県採石協会小野田分室からは、特定鉱害の認定には、地表面の陥没が必要であり、陥没が発生したとしても、それを誘発させた事業等があれば、特定鉱害とは認められない旨の回答がありました。

2019年（令和元年）から2020年（令和2年）4月頃までに、自宅の傾斜は急激に進み、最大箇所では2.7度に達しました。2022年（令和4年）現在では、最大傾斜箇所は3.0度になっています。

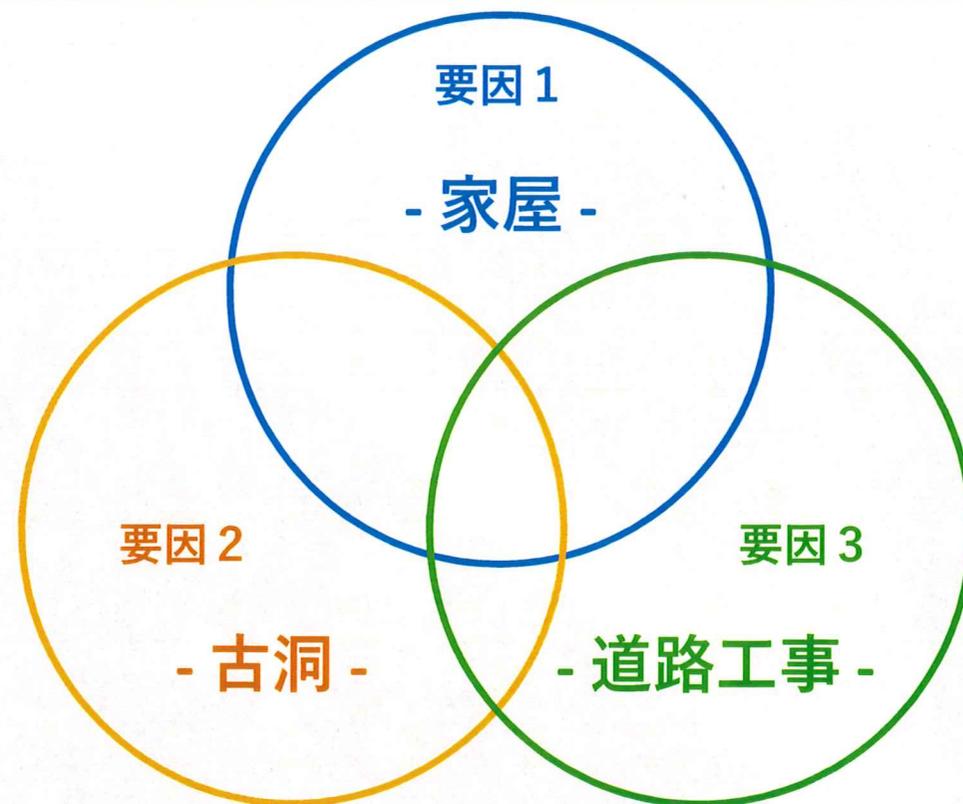
一般的に家屋の傾斜角度が1.0度を超えると健康被害が出てくるとされており、2019年（令和元年）頃より、実際に平衡感覚に異常を感じ、家族に体調不良が出始めたために、転居し、現在は社宅で暮らしています。

傾斜異常による転居から2年以上が経過しましたが、山口県採石協会は道路工事が原因であると言い、県道新設の工事を行っている宇部土木事務所は古洞とその崩壊が原因であると言い、責任のなすりつけ合いをするだけで、補償に関する話は全く進みません。

私たち家族は、有帆中村地区に3代続けて住んでおり、これからも住み続けたい、一刻も早く自宅に帰りたいと思っています。しかし、現状では自宅建物の補償のめどが全く立たず、建物の異状も次々に増えています。加えて、両親も80歳を超え、私たち家族5人も疲労とストレスによる精神的苦痛で、もう限界です。自宅を建て、10年以上も何事もなく幸せに暮らしていた普通の生活が、このようなことで崩されなければならないのでしょうか。どうして、国、山口県、山陽小野田市は助けてくれないのでしょうか。どうして、誰も補償をしてくれないのですか。どうして、私たちのような一般市民が、これだけの犠牲を強いられ、苦しめられるのでしょうか。

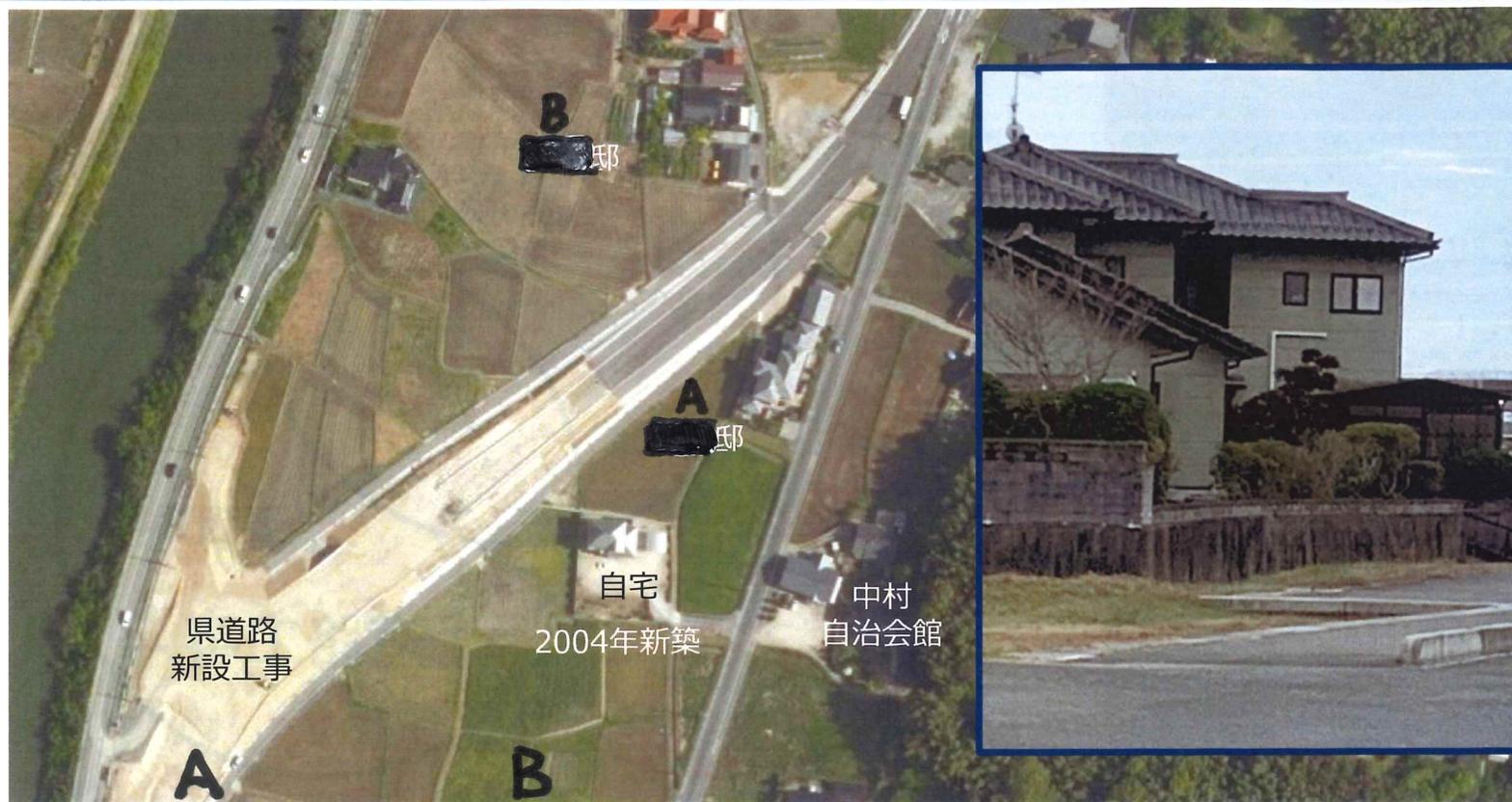
私たちにとって、山陽小野田市議会が最後の希望です。もし、私たちの話に一人でも耳を傾けてくださる方がいらっしゃるのならば、一度、自宅建物を御覧になって、私たち家族の苦悩を考えてください。どうぞ、私たち家族をお救いください。よろしくお願いします。

1. 家屋の傾斜要因と現状



- 家屋床面傾斜 : 2022年1月**Max 3.0度**、2021年 Ave.約1.7度以上 (健康被害発生は 1.0度以上)
- 不具合多数 : ドア、引き戸が外れる、食洗器の動作不良、温水器の異常、配管不具合? etc

2. 家屋周辺のコンクリート舗装



■■■■邸 および ■■■■邸 付近は早期から舗装が実施されていたが、
自宅付近は未舗装のまま大型車両による振動が酷いと何度も伝えたが改善されず

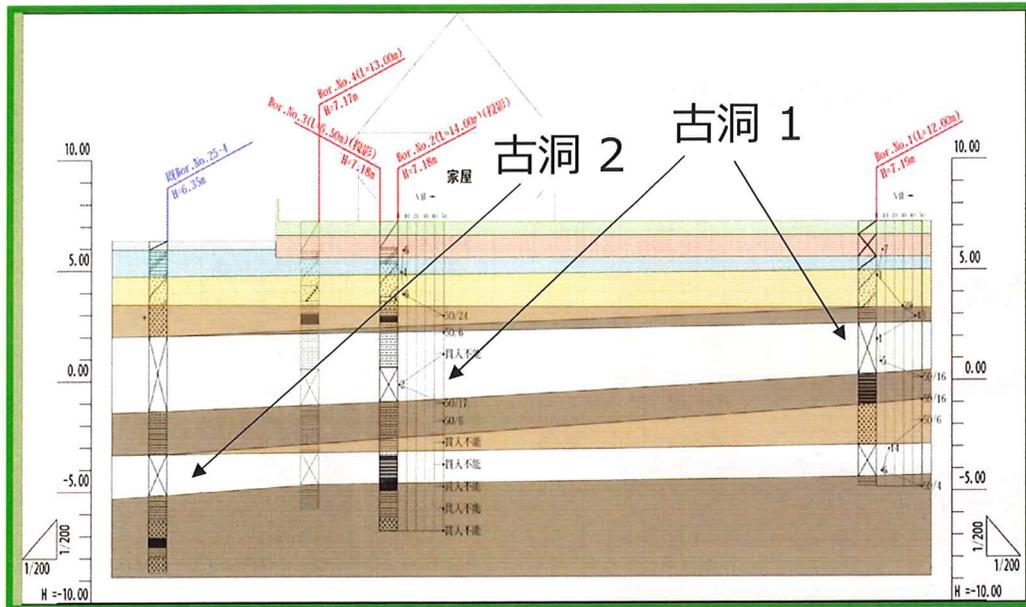
4. 家屋の沈下と日雨量の関係

家屋 (伊藤)

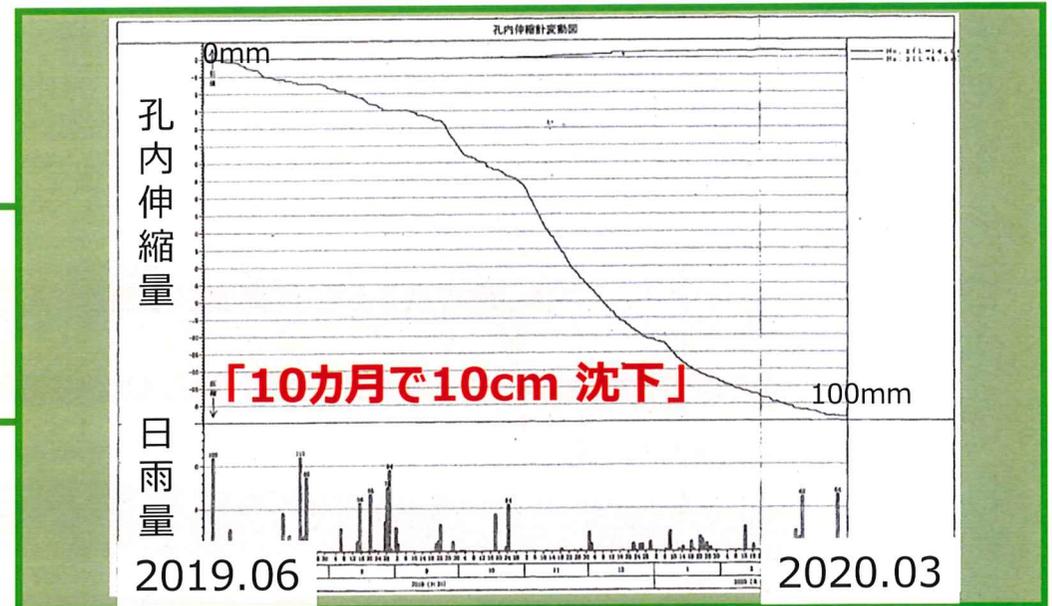
古洞 (採石協会)

道路 (県土木)

① ボーリング 調査結果



② 孔内伸縮計 測定結果



降雨量が多い時期は沈下は少なく、降雨量が少ないと沈下する(2019.06~2020.03)

古洞崩壊 (家屋の沈下) と降雨量 (地下水の動き) が関連

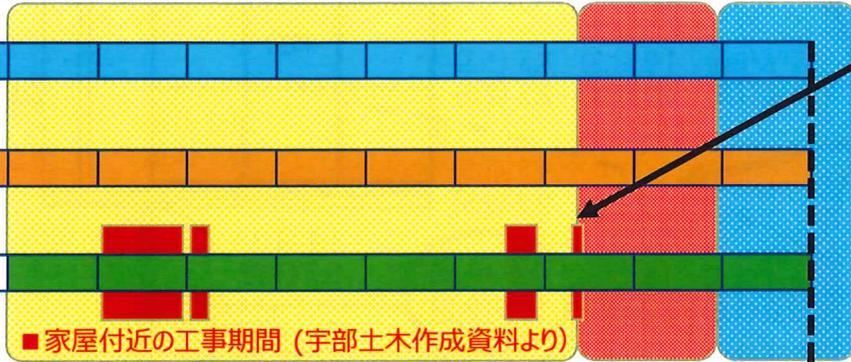
5. 家屋の傾斜と3つの要因の関係

2004 2006 2008 2010 2012 2014 2016 2018 2020 2022

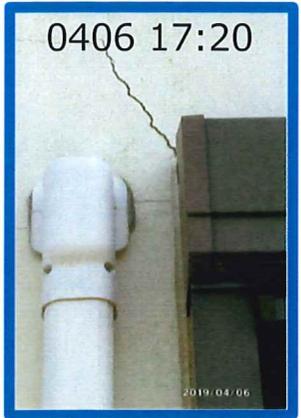
- 家屋 - (伊藤) 2004年に新築

- 古洞 - (山口県採石協会)

- 県道工事 - (山口県土木建築事務所)



側道のコンクリート工事実施
→ 「その日」に
家屋に新たな クラックが発生



- 家屋の傾斜 2021年 max 2.7度 -



仮定の線: 2004 ~ 2021の17年の間に
Max 2.7まで平均して沈下した場合

2004-2014(0.3度)、2019~急激に傾斜

2021~2022沈下率が低下
Q:何を意味していますか?
A:古洞の崩壊率が低下した

4 2022年02月
Max 3.0度

7. 家屋の建築時の画像

2004年新築



①

地盤には土地改良剤も施工済



②

ベタ基礎、鉄線ピッチも全て2重



③

筋交いも斜めのみでなく全て、クロス状



④

非常に強固な構造のため「地表面に陥没」は絶対に起こらない

8. 家屋固定資産税の評価申請と結果

2021.04. 固定資産納・都市計画税 納税通知書

05.18 固定資産評価審査申出書を山陽小野田市に提出

家屋の固定資産税の計算方法

固定資産税 = 家屋の評価額 × 固定資産税税率 1.4%

家屋の評価額 = 評点1点あたりの価額 × 床面積 × 単位面積あたりの再建築費評点 × 経年減点補正率

06.22 固定資産評価委員会で申請理由を説明 → その後、当該家屋を現地調査

09.02 家屋の固定資産評価の評価額の修正に関して、山陽小野田市税務課が説明

通知: 経年減点補正率 × **0.400**

結果: 家屋損耗補正率 × **0.236** ほぼ下限値

(最大下限値 0.200)

令和4年(2022年)1月27日

山陽小野田市議会議長
高松 秀樹 様

提出者 郵便番号756-0806
山陽小野田市中川二丁目4番16号
公益社団法人
山陽小野田市シルバー人材センター
理事長 藤本 賢 揮

シルバー人材センターに対する支援（インボイス制度の取扱い）
について意見書の提出を求める陳情書

1 陳情事項

令和5年10月に導入予定の消費税における適格請求書等保存方式(インボイス制度)においては、免税事業者との取引については消費税に係る仕入控除が認められなくなります。このことは、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が大きいことから、センターの安定的な事業運営が可能となる措置を要望するものです。

2 理由

シルバー人材センターが会員に支払う「配分金」には消費税が含まれていますが、この制度が導入されるとほぼ全員が免税事業者であるセンターの会員についての仕入控除が認められないことになり、シルバー人材センターは配分金に含まれる消費税相当額を負担し、納税する必要があります。

しかし、シルバー人材センターは公益法人であり、「収支相償」の原則もあることから剰余金もないため、この消費税相当額を負担することになった場合、センターの事務局体制を維持し、事業運営を行うことができなくなる可能性があります。

よって、適格請求書等保存方式（インボイス制度）については、シルバー人材センター事業に及ぼす影響が大きいことから、センターの安定的な事業運営が可能となる措置を要望します。



担 当 事 務 局 長 藤 村 安 彦
電 話 番 号 0 8 3 6 - 8 4 - 0 4 4 8

「シルバー人材センターに対する支援を求める意見書」(案)

シルバー人材センター(以下「センター」という。)は、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき設立された公的団体であり、地域の日常生活に密着した就業機会を提供することなどにより、高齢者の社会参加を促進し、高齢者の生きがいの充実、健康の保持増進、ひいては地域社会の活性化、医療費や介護費用の削減などに貢献している。

令和5年(2023年)10月に、消費税において適格請求書等保存方式(いわゆるインボイス制度)が導入される予定となっているが、同制度が導入されると、免税事業者であるセンターの会員はインボイスを発行することができないことから、センターは仕入税額控除ができなくなり、新たに預かり消費税分を納税する必要が生じる。

しかし、公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源はない。

人生100年時代を迎え、国をあげて生涯現役社会の実現が求められる中、報酬よりも社会参加・健康維持に重きをおいた「いきがい就業」をしているセンターの会員に対して、形式的に個人事業者であることをもって、インボイス制度をそのまま適用することは、地域社会に貢献しようとしている高齢者のやる気、生きがいを削ぎ、ひいては地域社会の活力低下をもたらすものと懸念される。

センターにとっては、新たな税負担はまさに運営上の死活問題である。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取額がさらに減少することなく、センターにおいて、安定的な事業運営が可能となる措置を要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年 月 日

インボイス制度の概要

シルバー人材センター

消費税の基本的な仕組み

課税売上げに係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を差し引いて(「仕入税額控除」といいます。)計算します。

計算方法

課税売上げに係る消費税額※ — 課税仕入れ等に係る消費税額※ (仕入税額) = 消費税額

↑
仕入税額控除

納付する
消費税額

200万円

—

150万円

=

50万円

適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）とは

「適格請求書＝インボイス」とは

売手が買手に対し正確な適用税率や消費税額を伝えるための手段
登録番号や消費税額などの一定の事項が記載された書類や電子データをいう。

「インボイス制度」とは

「仕入税額控除」の適用を受けるには、帳簿や請求書等の保存が必要！



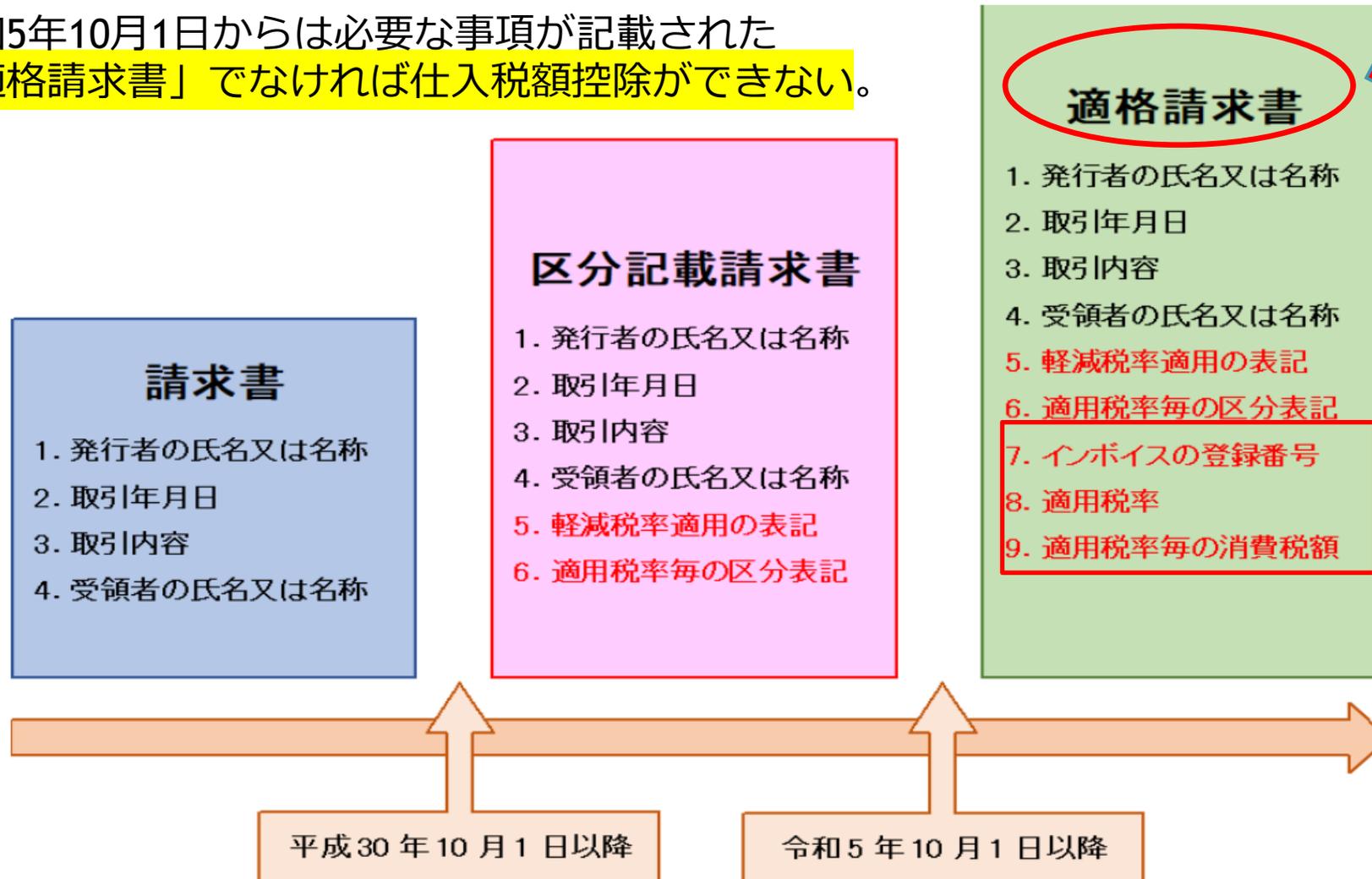
この保存すべき請求書が令和5年10月1日から
適格請求書いわゆるインボイスに変わる。

仕入税額控除の要件

仕入税額控除の適用を受けるためには、一定の要件を満たすことが必要！

令和5年10月1日からは必要な事項が記載された「**適格請求書**」でなければ仕入税額控除ができない。

インボイス



シルバー人材センターにおけるインボイス制度

適格請求書を発行するためには適格請求書発行事業者の登録申請が必要！

登録できるのは、課税事業者のみ



免税事業者(※)であるセンターの会員は適格請求書発行事業者とはなれない(ならない)。



センターから会員に支払う配分金については、仕入税額控除ができなくなる。



センターは、発注者から受け取る「受取配分金」に係る消費税額（売上税額）” から
会員に支払う「支払配分金」に係る消費税額（仕入税額）を控除できないため、
「支払配分金」に係る消費税額を納付することとなる。

※免税事業者とは、年間課税売上額が1000万円以下の小規模事業者 → 消費税納税免除
ほとんどの会員は免税事業者

センターが負担することとなる消費税額

消費税計算方法

$$\text{課税売上げに係る消費税額} - \text{課税仕入れ等に係る消費税額} = \text{消費税額}$$

会員配分金に係る消費税計算方法

$$\text{受取配分金に係る消費税額} - \text{支払配分金に係る消費税額} = \text{消費税額}$$

【現行】 ※配分金1億1千万円あたり 仕入税額控除 可

$$1,000\text{万円} - 1,000\text{万円} = 0\text{万円}$$

【インボイス制度導入後】

$$1,000\text{万円} - 0\text{万円} = 1,000\text{万円}$$

仕入税額控除 不可

納付する
消費税額

← 新たな負担

シルバー人材センターにおけるインボイス制度の問題点

- 一般では、取引相手を課税事業者に限るという選択が可能だが、センターの請負事業は会員としか取引できない。
- 公益法人であるセンターの運営は収支相償が原則であり、新たな税負担の財源が無い。
- 料金を値上げすると、発注者のセンター離れを引き起こし、仕事が大幅に減少する恐れがある。
- 会員への配分金を引き下げると、会員のモチベーションの低下、退会者の続出を招き、シルバー事業の衰退に繋がる可能性がある。

安定的な事業運営が可能となる措置について

センターにとって、インボイス制度導入による「新たな税負担」は、正に死活問題であり、このまま制度が導入されると存続の危機となります。

消費税制度においては、小規模事業者への配慮として、年間課税売上高が1,000万円以下の事業者は消費税の納税義務が免除されているところであり、少額の収入しかないセンターの会員の手取額が更に減少することなく、センターにおいて、**安定的な事業運営が可能となる措置を要望します。**